

17	省略			
18	省略			
19	農業 経営基 盤強化 促進法 の施行 に関す る事務	1 農業経営基盤強化促進基本構想の同意及び変更の同意(第6条第6項)	○	
		2 農地保有合理化法人に関すること。		
		(1) 農地保有合理化事業規程の承認並びに変更及び廃止の承認(第7条第1項、第5項、第8条)	○	
		(2) 報告の徴収(第9条)		○
		(3) 農地保有合理化事業の改善命令(第10条第1項)	○	
		(4) 改善命令についての同意 市町の意見の聴取(第10条第2項)		○
		(5) 農地保有合理化事業規程の承認の取消し(第11条)	○	
	(6) 農地保有合理化事業の運営に関する指導		○	
20	市民 農園整 備促進 法に関 する事 務	1 市民農園区域の指定及び変更の同意(第4条第2項、第5項)	○	
		2 市民農園の整備運営計画の認定及び変更の同意(第7条第4項、第6項)	○	

18	省略			
19	省略			

備考 東予地方局今治支局及び南予地方局八幡浜支局においては、この表9の部1の項、10の部1の項並びに18の部1の項及び2の項に掲げる事務については、同表組織名の欄中「産業振興課」とあるのは「地域農業室」とし、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは「室長」として、同表の規定を適用する。

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局 長	専決者 部 長	室 長
商工 観光室	1 商工業及び観光事業の振興に関する事務	1 工場立地法に基づく諸報告に関すること。		○	
		2 中小企業対策相談窓口に関すること。			○
		3 大規模小売店舗立地法に係る届出書等の縦覧に関すること。(第5条第3項、第6条第3項、第8条第3項、第6項、第9条第5項)			○
		4 県産品愛用運動の推進に関すること。	○		
		5 地域産業の振興に関すること。	○		
		6 地域経済情勢の調査に関する事務			○
		7 伝統的特産品産業の振興に関すること。		○	
		8 愛媛広域文化交流基盤整備の推進に係る連絡調整に関すること。	○		
2 中小企業等協同組合法の施行に関する事務	1 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に関すること。	(1) 特定共済組合の他の事業の承認(第9条の2第7項、第9条の9第5項)	○		
		(2) 団体協約に係るあつせん及び調停(第9条の2の2、第9条の9第5項)	○		

(3) 組合員以外の者の事業の利用の認可（第9条の2の3第1項、第9条の9第5項）	○		
(4) 組合員以外の者の事業の利用の認可の取消し（第9条の2の3第2項、第9条の9第5項）	○		
(5) 共済規程の認可（第9条の6の2第1項、第9条の9第5項）			○
(6) 共済規程の変更及び廃止の認可（第9条の6の2第4項、第9条の9第5項）			○
(7) 特定共済組合連合会の他の事業の承認（第9条の9第4項、第5項）	○		
(8) 設立の認可（第27条の2第1項）	○		
(9) 役員の変更の届出の受理（第35条の2）			○
(10) 総会又は総代会の招集の承認（第48条、第55条第6項）			○
(11) 定款の変更の認可（第51条第2項、第55条第6項）			○
(12) 共済事業を行う組合等の余裕金の運用方法の認可（第57条の5）	○		
(13) 説明書類の縦覧開始の延期の承認（中小企業等協同組合法施行規則（以下この部において「省令」という。）第169条第2項）			○
(14) 解散の届出の受理（第62条第2項）			○
(15) 責任共済等の事業を行う組合の解散決議の認可（第62条第4項）			○
(16) 合併の認可（第66条第1項）			○
(17) 解散命令に伴う登記の囑託（第96条第5項）			○
(18) 業務等に関する不服の申出に対する措置（第104条）	○		
(19) 業務等の検査請求に基づく検査（第105条第1項）	○		
(20) 決算関係書類の受理（第105条の2第1項、第2項）			○
(21) 決算関係書類の提出の延期の承認（第105条の2、省令第187条第3項）			○
(22) 業務又は会計に関する報告の徴収及び検査（第105条の3第1項から第4項まで、第105条の4第1項から第4項まで）			○
(23) 業務改善命令（第106条第1項）	○		
(24) 解散命令（第106条第2項）	○		
(25) 解散命令に代わる官報掲載（第106条第3項）	○		
(26) 共済事業に係る監督上の処分（第106条の2）	○		
(27) 共済事業に係る届出の受理（第106条の3）			○

3 中小 企業団 体の組 織に関 する法 律の施 行に関 する事 務	1 協業組合に関すること。			
	(1) 事業の転換の認可（第5条の7第2項、第101条の3、中小企業団体の組織に関する法律施行令（以下この部において「政令」という。）第11条第1項）			○
	(2) 設立の認可（第5条の17第1項、第101条の3、政令第11条第1項）	○		
	(3) 役員の変更の届出の受理（第5条の23第3項、第101条の3、中小企業等協同組合法（以下この部において「協同組合法」という。）第35条の2、政令第11条第1項）			○
	(4) 総会の招集の承認（第5条の23第3項、第101条の3、協同組合法第48条、政令第11条第1項）			○
	(5) 定款の変更の認可（第5条の23第3項、第101条の3、協同組合法第51条第2項、政令第11条第1項）			○
	(6) 解散の届出の受理（第5条の23第4項、第101条の3、協同組合法第62条第2項、政令第11条第1項）			○
	(7) 合併の認可（第5条の23第4項、第101条の3、協同組合法第66条第1項、政令第11条第1項）			○
	(8) 解散命令に伴う登記の嘱託（第5条の23第5項、第101条の3、協同組合法第96条第5項、政令第11条第1項）			○
	(9) 業務等に関する不服の申出に対する措置（第5条の23第6項、第101条の3、協同組合法第104条、政令第11条第1項）	○		
	(10) 業務等の検査請求に基づく検査（第5条の23第6項、第101条の3、協同組合法第105条第1項、政令第11条第1項）	○		
	(11) 決算関係書類の受理（第5条の23第6項、第101条の3、協同組合法第105条の2第1項、第2項、政令第11条第1項）			○
	(12) 決算関係書類の提出の延期の承認（中小企業団体の組織に関する法律施行規則第90条第2項）			○
	(13) 業務又は会計に関する報告の徴収及び検査（第5条の23第6項、第101条の3、協同組合法第105条の3第2項、第105条の4第1項、政令第11条第1項）			○
	(14) 業務改善命令（第5条の23第6項、第101条の3、協同組合法第106条第1項、政令第11条第1項）	○		
(15) 解散命令（第5条の23第6項、第101条の3、協同組合法第106条第2項、政令第11条第1項）	○			

	(16) 協業組合への組織変更の認可（第95条第4項、第101条の3、政令第11条第1項）			○
	(17) 協業組合への組織変更の届出の受理（第95条第7項）			○
	(18) 命令等に係る経済産業大臣への通知（第101条の2第2項、第101条の3、政令第11条第1項）			○
	2 株式会社への組織変更の届出の受理（第100条の11、第101条の3、政令第11条第1項）			○
4 商工会法の施行に関する事務	1 商工会に関すること。			
	(1) 設立の認可又は不認可（第23条第1項、第3項、第24条、第60条、商工会法第60条の規定により都道府県が処理する事務に関する政令（以下この部において「政令」という。）第1号、第2号）	○		
	(2) 総会及び総代会の招集の承認（第42条第5項、第48条第5項、第60条、政令第3号）			○
	(3) 定款変更の認可又は不認可（第23条第3項、第24条、第44条第2項、第4項、第48条第5項、第60条、政令第2号、第4号）			○
	(4) 事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録の受理（第49条、第60条、政令第5号）			○
	(5) 報告の徴収及び立入検査（第50条第1項、第60条、政令第6号）		○	
	(6) 警告又は解散の勧告及び設立の認可の取消し等（第51条第1項から第4項まで、第60条、政令第7号）	○		
	(7) 警告又は解散の勧告及び設立の認可の取消し等に関する関係都道府県知事等への意見の聴取（第51条第5項、第60条、政令第7号）	○		
	(8) 解散の届出の受理（第52条第2項、第60条、政令第8号）			○
	(9) 合併の認可又は不認可（第23条第3項、第24条、第52条の2第2項、第5項、第60条、政令第2号、第9号）	○		
	(10) 清算人の選任（第53条、第60条、政令第10号）			○
	(11) 財産処分の方法の認可又は不認可（第24条、第54条第1項、第2項、第4項、第60条、政令第2号、第11号）	○		
	(12) 清算終了の届出の受理（第55条、第60条、民法第83条、政令第12号）			○
5 商工会議所法の施行に関する事務	1 特定商工業者の該当基準の許可（第7条第2項、第84条、商工会議所法施行令（以下この部において「政令」という。）第7条第1項第1号）			○

	2 法定台帳の作成の期間の延長（第10条第2項、第3項、第84条、政令第7条第1項第2号）			○
	3 負担金の賦課の許可（第12条第1項、第84条、政令第7条第1項第3号）			○
	4 設立の認可に係る経済産業大臣への意見具申（第27条第3項）	○		
	5 定款変更の認可に係る経済産業大臣への意見具申（第27条第3項、第46条第4項）			○
	6 合併の認可に係る経済産業大臣への意見具申（第27条第3項、第60条の2第5項）	○		
	7 定款変更の認可（第28条、第46条第2項、第4項、第84条、政令第7条第1項第4号）			○
	8 収支決算等の報告の受理（第57条、第84条、政令第7条第1項第5号）			○
	9 報告の徴収及び立入検査（第58条第1項、第84条、政令第7条第1項第6号）		○	
	10 警告及び業務の一部停止命令（第59条第1項第1号、第4項、第84条、政令第7条第1項第7号）	○		
	11 商工会議所に対する業務の一部停止若しくは設立認可の取消処分又は地区変更若しくは解散の勧告についての意見の具申（第59条第4項）	○		
	12 報告の徴収及び検査並びに業務の一部停止命令に係る経済産業大臣への報告（政令第7条第2項）			○
6 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の施行に関する事務	1 商工会及び商工会議所に関すること。			
	(1) 基盤施設計画の認定（第5条第1項、第22条の2、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行令（以下この部において「政令」という。）第2条）			○
	(2) 基盤施設計画の変更の認定（第6条第1項、第22条の2、政令第2条）			○
	(3) 基盤施設計画の認定の取消し（第6条第2項、第22条の2、政令第2条）			○
	(4) 連携計画の認定（第18条第1項、第22条の2、政令第2条）			○
	(5) 連携計画の変更の認定（第19条第1項、第22条の2、政令第2条）			○
	(6) 連携計画の認定の取消し（第19条第2項、第22条の2、政令第2条）			○
	(7) 認定基盤施設計画及び認定連携計画の実施状況の報告の徴収（第22条第1項、第22条の2、政令第2条）	○		
7 小規模事業者指導費補助金	1 小規模事業者指導費補助金の交付申請に関すること。		○	

の交付申請に関する事務				
8 中小企業振興貸付資金に関する事務	1 愛媛県中小企業近代化資金貸付規則の一部を改正する規則（平成12年愛媛県規則第19号）による改正前の愛媛県中小企業近代化資金貸付規則による貸付企業の巡回指導及び債権管理に関すること。			○
9 中小企業振興資金に関する事務	1 中小企業振興資金の融資対象者の認定			○
10 労働教育に関する事務	1 独立行政法人労働政策研究・研修機構に関すること。			○
	2 中小企業労働セミナーに関すること。			○
11 労働福祉に関する事務	1 勤労青少年リーダーの育成指導に関すること。			○
	2 労働福祉法人の指導に関すること。			○
12 貸金業法の施行に関する事務	1 貸金業者に関すること。			
	(1) 登録（第3条第1項、第5条、第6条第2項）		○	
	(2) 登録の更新（第3条第2項）		○	
	(3) 登録換えの申請の処理（貸金業法施行規則第6条）			○
	(4) 変更の届出の処理（第8条）		○	
	(5) 貸金業者登録簿の閲覧（第9条）			○
	(6) 廃業等の届出の受理（法第10条第1項）			○
	(7) 貸金業務取扱主任者研修の受講の届出の受理（第12条の3第8項）			○
	(8) 貸金業務取扱主任者の解任の勧告（第12条の3第9項）		○	
	(9) 開始等の届出の受理（第24条の6の2）			○
	(10) 業務改善命令（第24条の6の3）	○		
	(11) 監督処分（第24条の6の4、第24条の6の8）	○		
	(12) 登録の取消し（第5条第2項、第24条の6の5、第24条の6の8）	○		
	(13) 所在不明者等の登録の取消し（第24条の6の6第1項、第24条の6の8）	○		
	(14) 貸金業者の営業所等を知ることができない事実の公告（第24条の6の6第1項第1号）	○		
	(15) 登録の抹消（第24条の6の7）			○
	(16) 事業報告書の受理（第24条の6の9）			○
(17) 報告の徴収及び立入検査（第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項、第24条の5第2項、第24条の6の10第1項から第5項まで）		○		

	(18) 社内規則の作成又は変更の命令（第24条の6の11第2項）		○	
	(19) 社内規則の作成又は変更の承認（第24条の6の11第3項）		○	
	(20) 承認を受けた社内規則の変更又は廃止の承認（第24条の6の11第4項）		○	
	(21) 登録等に関する意見聴取（第44条の3第1項、第3項）			○
13 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の施行に関する事務	1 経営革新計画の承認及び変更の承認（第9条第1項、第10条第1項、第36条第2項）		○	
	2 経営革新計画の承認の取消し（第10条第2項）		○	
	3 調査並びに指導及び助言（第34条第1項、第3項）			○
	4 承認経営革新計画の実施状況の報告の徴収（第35条）			○
14 労働組合に関する事務	1 労働組合基本調査に関すること。			○
	2 労働情勢の調査に関すること。			○
15 産業活力再生特別措置法の施行に関する事務	1 経営資源活用新事業計画の認定及び変更認定（第22条第1項、第23条第1項）		○	
	2 経営資源活用新事業計画の認定の取消し（第23条第2項）		○	
	3 認定経営資源活用新事業計画の実施状況の報告の徴収（第35条第3項）			○
16 エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の施行に関する事務	1 事業計画の承認及び変更承認（第4条第1項、第5条第1項、第20条第1項、第2項、第29条第2項、エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法施行令（以下この部において「政令」という。）第16条第2項）		○	
	2 事業計画の承認の取消し（第5条第2項、第20条第2項、第29条第2項、政令第16条第2項）		○	
	3 承認事業計画又は中小企業承認事業計画の実施状況の報告の徴収（第28条、第29条第2項、政令第16条第2項）			○
17 自転車競技法の施行に関する事務	1 競輪の開催の届出及び変更の届出の経済産業局長への進達（第2条、自転車競技法施行規則第6条第2項）			○

備考 東予地方局今治支局及び南予地方局八幡浜支局においては、この表1の部1の項から3の項まで、6の項及び7の項、2の部5の項及び9の項、5の部1の項、7の部1の項並びに9の部4の項、6の項、7の項、9の項、16の項及び17の項の規定を適用する。

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			局長	専決者部長 室長

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			局長	専決者部長 室長

地域農業室	1 省略				
-------	------	--	--	--	--

地域農業室	1 省略				
-------	------	--	--	--	--

備考 東予地方局今治支局及び南予地方局八幡浜支局においては、この表1の部2の項の規定を適用する。

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局 長	専 決 者	
				部 長	室 長
産地育成室	1 農業の産地育成に係る専門技術分野における協同農業普及事業に関する事務	1 農業の産地育成に係る専門技術分野における協同農業普及事業に関すること。			○

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局 長	専 決 者	
				部 長	室 長
産地育成室	1 農業の_____専門技術分野における協同農業普及事業に関する事務	1 農業の_____専門技術分野における協同農業普及事業に関すること。			○

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局 長	専 決 者	
				部 長	課 長
農村整備課	1 省略				
	2 土地改良事業に関する事業	1 1件の設計金額（入札に付すべき金額（材料を支給する場合は、請負に付すべき金額に支給材料の金額を加算した金額）をいう。以下同じ。）が5億円未満の工事の執行に関すること。			
		(1) 1件の設計金額が1億円以上のもの	○		
		(2) 1件の設計金額が5,000万円以上1億円未満のもの		○	
		(3) 1件の設計金額が5,000万円未満のもの			○
		2 1件の設計金額が5億円以上の請負工事で次の行為をすること。			
		(1)~(4) 省略			
		3 1件の設計金額が5億円未満の工事の請負契約に係る請負者の選定に関すること。			
		(1) 1件の設計金額が1億円以上のもの	○		
		(2) 1件の設計金額が5,000万円以上1億円未満のもの		○	
		(3) 1件の設計金額が5,000万円未満のもの			○
		4・5 省略			
		6 1件の設計金額が1億円未満の県営農業土木工事の調査、測量及び設計の委託に関すること。			
		(1) 1件の設計金額が3,000万円以上1億円未満のもの	○		
(2) 1件の設計金額が300万円以上3,000万円未満のもの		○			

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局 長	専 決 者	
				部 長	課 長
農村整備課	1 省略				
	2 土地改良事業に関する事業	1 1件の設計金額（入札に付すべき金額（材料を支給する場合は、請負に付すべき金額に支給材料の金額を加算した金額）をいう。以下同じ。）が1億円未満の工事の執行に関すること。			
		(1) 1件の設計金額が7,000万円以上のもの	○		
		(2) 1件の設計金額が3,000万円以上7,000万円未満のもの		○	
		(3) 1件の設計金額が3,000万円未満のもの			○
		2 1件の設計金額が1億円以上の請負工事で次の行為をすること。			
		(1)~(4) 省略			
		3 1件の設計金額が1億円未満の工事の請負契約に係る請負者の選定に関すること。			
		(1) 1件の設計金額が7,000万円以上のもの	○		
		(2) 1件の設計金額が3,000万円以上7,000万円未満のもの		○	
		(3) 1件の設計金額が3,000万円未満のもの			○
		4・5 省略			
		6 1件の設計金額が3,000万円未満の県営農業土木請負工事の箇所決定に関すること。		○	
		7 1件の設計金額が3,000万円未満の県営農業土木工事の調査、測量及び設計の委託に関すること。			
(1) 1件の設計金額が300万円以上_____のもの		○			

	(3) 省略				
	7 省略				
	8 省略				
	9 省略				
	10 省略				
	11 省略				
	12 省略				
3 土地改良財産の維持管理に関する事務	1 土地改良財産の譲与又は無償貸付け（土地改良財産の無償譲渡及び無償貸付並びに分担金の徴収に関する条例第3条）		○		
	2 県有土地改良財産の軽微な目的外使用及び原形変更に関すること（愛媛県土地改良財産の管理及び処分に関する規則（以下この部において「規則」という。）第5条、第7条第1項、第8条、第9条、第13条第2項、第14条第1項、第2項、第15条第1項）。		○		
	3 土地改良財産（基幹的土地改良施設及び共同施設に係るものを除く。）の管理の委託に関すること（規則第10条）。		○		
4 土地改良法の施行に関する事務	1 援助技術吏員の選定（第7条第5項）			○	
	2 土地改良事業計画の審査のために行う調査に当たる技術者の選定（第8条第2項）			○	
	3 省略				
	4 農用地造成事業等に係る農用地外資格者に対するあつせん又は調停（第6条第2項、第4項、第5項、第48条第8項、第84条、第96条の2第4項、第96条の3第4項）			○	
	5 土地改良事業計画等の適否の決定及び公告等（第8条第1項、第6項、第48条第9項、第84条、第96条の2第5項、第96条の3第5項）			○	
	6 土地改良事業計画に対する異議の申出に係る決定（第9条第1項、第48条第9項、第84条、第96条の2第5項、第96条の3第5項）			○	
	7 土地改良事業計画の認可及び同意（第10条第1項、第3項、第48条第9項、第84条、第96条の2第5項、第96条の3第5項）			○	
	8 役員 の 就 任 等 の 届 出 の 処 理（第18条第16項、第17項、第84条）			○	
	9 仮理事の選任及び役員を選任するための総会の招集（第29条の3第1項、第84条）			○	
	10 定款の変更の認可（第30条第2項、第3項、第84条）			○	
	11 特定受益者に対する賦課の認可（第36条第8項、第84条）		○		
	12 土地改良事業計画の変更、土地改良事業の廃止及び新たな土地改良事業の施行の認可（第48条第1項、第11項、第84条）			○	
	13 災害のための応急工事計画の認可（第49条第1項、第84条）			○	
	(2) 省略				
	8 省略				
	9 省略				
	10 省略				
	11 省略				
	12 省略				
	13 省略				
3 土地改良財産の維持管理に関する事務	1 県有土地改良財産の軽微な目的外使用及び原形変更に関すること			○	
	2 土地改良財産（基幹的土地改良施設及び共同施設に係るものを除く。）の管理の委託に関すること			○	
4 土地改良法の施行に関する事務	1 省略				

14	省略			
15	土地改良施設の管理規程の認可及び管理規程の変更又は廃止の認可（第57条の2第1項、第3項、第4項、第84条）			○
16	農業集落排水施設整備事業の施行及び計画変更の認可（第57条の4第1項、第57条の8、第84条）			○
17	市町が行う土地改良事業の同意（第96条の2第1項、第7項）			○
18	市町が行う土地改良事業に関する関係農業協同組合の意見聴取（第96条の2第6項、第96条の3第5項）			○
19	市町が行う土地改良事業計画の変更及び土地改良事業の廃止の同意（第48条第11項、第96条の3第1項、第5項）			○
20	土地改良事業の工事の完了の届出の処理（第113条の2第1項、第2項）			○
21	省略			
22	土地改良事業に関連する土地改良区等に対する報告の徴収及び検査 （第132条第1項、第133条）			○
23	違反行為に対する措置 （第134条）			○
24	届出の受理（愛媛県土地改良法施行細則第2条第2項、第3条）			○
5～8	省略			

2	省略			
3	省略			
4	土地改良事業に関連する土地改良区等に対する報告の徴収及び検査（国及び県営土地改良事業に関連する土地改良区に係るものを除く。）（第132条第1項、第133条）			○
5	違反行為に対する措置（国及び県営土地改良事業に関連する土地改良区に係るものを除く。）（第134条）			○
6	届出の受理（愛媛県土地改良法施行細則第2条第2項、第3条）			○
5～8	省略			

備考 1 農村整備第一課及び農村整備第二課の決裁事項については、本局農村整備課の例による。

2 東予地方局今治支局においては、この表2の部、3の部、4の部3の項から7の項まで、12の項から14の項まで及び16の項から21の項まで並びに5の部から7の部までの規定を適用する。

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者部長	専決者室長
企画検査室	1 省略				
	2 県単事業の箇所調整に関する事務	1 省略			
	3 その他の事務	1 省略			
		2 農業用施設災害関連事業に関すること。 (1)～(3) 省略			
		(4) 事業計画の軽微な変更及び指令前着工の承認			○
3 災害関連農村生活環境施設復旧事業に関すること。 (1)～(3) 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者部長	専決者室長
企画検査室	1 省略				
	2 県単事業の箇所調整に関する事務	1 省略			
		2 県単独小農道整備事業費補助金に係る箇所調整に関すること。			○
	3 その他の事務	1 省略			
		2 農業用施設災害関連事業に関すること。 (1)～(3) 省略			
		(4) 事業計画の軽微な変更及び指令前着工の承認			○
3 災害関連農村生活環境施設復旧事業に関すること。 (1)～(3) 省略					

	(4) 事業計画の軽微な変更及び指令前着工の承認			○
	4 愛媛県土地改良法施行細則第4条の届出(工事の完了の届出を除く。)の受理			○

	(4) 事業計画の軽微な変更及び指令前着工の承認			○
	4 愛媛県土地改良法施行細則第4条の届出(工事の完了の届出を除く。)の受理			○

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局 長	専決者	
				部 長	課 長
森林林業課	1 省略				
	2 森林法の施行に関する事務	1 林地開発許可の申請の受理(第10条の2)			○
		2 林地開発許可に付した条件に係る届出及び報告の受理(第10条の2)			○
		3~13 省略			
		14 保安林の指定及び解除の申請の受理(第25条の2、第26条の2、第27条)			○
		15 保安林及び保安施設地区の指定施業要件の変更の申請の受理(第27条、第33条の2、第33条の3、第44条)			○
		16 保安林に関する許可、届出の受理(第34条)			○
		17~20 省略			
	21 保安林に係る国の機関との協議(森林法施行規則第22条の8、第22条の11)			○	
	3 省略				
4 治山・林道事業に関する事務	1 県営の治山工事及び林道工事で1件の設計金額が5億円未満の工事の執行に関する事 こと。 (1) 1件の設計金額が1億円以上1億円未満のもの (2) 1件の設計金額が5,000万円以上1億円未満のもの (3) 1件の設計金額が5,000万円未満のもの 2 1件の設計金額が5億円未満の工事の請負契約に係る請負業者の選定に関する事 こと。 (1) 1件の設計金額が1億円以上1億円未満のもの (2) 1件の設計金額が5,000万円以上1億円未満のもの (3) 1件の設計金額が5,000万円未満のもの 3 1件の設計金額が5億円以上の県営の治山工事及び林道工事の請負契約条項に基づく30日以内の工事の中止に関する事 こと。 4 1件の設計金額が5億円以上の県営の治山工事及び林道工事に関する事 こと。 (1)~(3) 省略 5 1件の設計金額が1億円未満の県営の治山工事及び林道工事の調査、測量及び設計の委託に関する事 こと。 (1) 1件の設計金額が3,000万円以上1億円未満のもの (2) 1件の設計金額が300万円以上3,000万円未満のもの				
		○			
			○		
				○	
					○

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局 長	専決者	
				部 長	課 長
森林林業課	1 省略				
	2 森林法の施行に関する事務	1 林地開発許可の申請の受理(第10条の2)			○
		2 林地開発許可に付した条件に係る届出及び報告の受理(第10条の2)			○
		3~13 省略			
		14 保安林の指定及び解除の申請の受理(第25条の2、第26条の2、第27条)			○
		15 保安林及び保安施設地区の指定施業要件の変更の申請の受理(第27条、第33条の2、第33条の3、第44条)			○
		16 保安林に関する許可、届出の受理(第34条)			○
		17~20 省略			
	21 保安林に係る国の機関との協議(森林法施行規則第22条の8、第22条の11)			○	
	3 省略				
4 治山・林道事業に関する事務	1 県営の治山工事及び林道工事で1件の設計金額が1億円未満の工事の執行に関する事 こと。 (1) 1件の設計金額が7,000万円以上1億円未満のもの (2) 1件の設計金額が3,000万円以上7,000万円未満のもの (3) 1件の設計金額が3,000万円未満のもの 2 1件の設計金額が1億円未満の工事の請負契約に係る請負業者の選定に関する事 こと。 (1) 1件の設計金額が7,000万円以上1億円未満のもの (2) 1件の設計金額が3,000万円以上7,000万円未満のもの (3) 1件の設計金額が3,000万円未満のもの 3 1件の設計金額が1億円以上の県営の治山工事及び林道工事の請負契約条項に基づく30日以内の工事の中止に関する事 こと。 4 1件の設計金額が1億円以上の県営の治山工事及び林道工事に関する事 こと。 (1)~(3) 省略 5 1件の設計金額が3,000万円未満の県営の治山工事及び林道工事の調査、測量及び設計の委託に関する事 こと。 (1) 1件の設計金額が300万円以上1億円未満のもの				
		○			
			○		
				○	
					○

	(3) 省略			
	6 団体営の治山工事_____に関する <u>こと</u> 。			
	(1)・(2) 省略			
	7 民有林災害林道復旧事業に関する <u>こと</u> 。			
	(1)・(2) 省略			
	(3) 施越工事の承認(愛媛県民有林災害林道復旧施越工事施行要綱(昭和31年10月1日制定)第2条)			○
	8 団体営の林道工事に関する <u>こと</u> 。			○
5・6 省略				
7 県営林経営事業に関する事務	1 県営林事業_____の工事の執行に関する <u>こと</u> 。			
	(1) 1件の設計金額が <u>2,000万円</u> 以上のもの	○		
	(2) 1件の設計金額が <u>1,000万円</u> 以上 <u>2,000万円</u> 未満のもの		○	
	(3) 1件の設計金額が <u>1,000万円</u> 未満のもの			○
	2 指名業者の選定			○
	3 県営林地の一時的な使用の承認			○
	4 支障木の除去及び補償			○
	5 県営林事業執行に伴う許可申請、届出、協議等の手続			○
6 県営林の_____調査に関する <u>こと</u> 。				○
8 林道事業の箇所調整に関する事務	1 林道整備事業費補助金及び県単独林道整備事業費補助金に係る箇所調整に関する <u>こと</u> 。	○		
9~11 省略				
12 愛媛県農林漁業共同化資金の融通に関する条例に関する事務	1 融資機関との利子補給契約(第3条)			○
	2 融資適格の承認			
	(1) 知事が特に必要と認めた資金			○
	(2) (1)以外のもの			○
3 省略				
13・14 省略				
15 森林病虫害等防除法の施行に関する事務	1 立入検査等(第6条第1項)			○
	2 樹種転換に関する助言、指導及び勧告(第7条の7)			○
	3 地区実施計画の策定及び変更に係る同意(第7条の10第3項)			○
16 過疎地域自立促進特別措置法の施行に関する事務	1 農林漁業の経営改善又は振興のための計画の認定(第26条)			○

	(2) 省略				
	6 団体営の治山工事及び林道 <u>工事</u> に関する <u>こと</u> 。				
	(1)・(2) 省略				
	7 民有林災害林道復旧事業に関する <u>こと</u> 。				
	(1)・(2) 省略				
	(3) 施越工事の承認(愛媛県民有林災害林道復旧施越工事施行要綱(昭和31年10月1日制定)第2条)			○	
5・6 省略					
7 県営林経営事業に関する事務	1 県営林育林事業の工事の執行に関する <u>こと</u> 。				
	(1) 1件の設計金額が <u>1,000万円</u> 以上のもの	○			
	(2) 1件の設計金額が <u>500万円</u> 以上 <u>1,000万円</u> 未満のもの			○	
	(3) 1件の設計金額が <u>500万円</u> 未満のもの			○	
	2 県営林の木材生産指導及び調査に関する <u>こと</u> 。				○
8 県単事業の箇所調整に関する事務	1 _____県単独林道整備事業費補助金に係る箇所調整に関する <u>こと</u> 。	○			
9~11 省略					
12 農林漁業共同化資金に関する事務(他の課の主管に属するものを除く。)	1 融資適格の承認			○	
	2 省略				
13・14 省略					

17 中山間地域活性化資金に関する事務	1 融資機関との利子補給契約（愛媛県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱第3条）			○
	2 利子補給の承認（愛媛県中山間地域活性化資金融資要綱第6）			○
	3 利子補給金の打切り（愛媛県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱第7条）			○
	4 利子補給金の返還命令（愛媛県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱第7条）			○
18 地すべり等防止法の施行に関する事務	1 報告の徴収及び立入検査（第22条第1項）			○
19 省略				

15 省略				

備考 久万高原森林林業課においては、この表に掲げる事務については、同表組織名の欄中「森林林業課」とあるのは、「久万高原森林林業課」として、同表の規定を適用する。

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者 部長 課長	
水産課	1 漁業生産に関する事務	1 水産振興事業に関すること。		○	
		2・3 省略			
	2 水産業の改良普及に関する事務	1 水産業改良普及活動に関すること。			○
		2 省略			
	3 漁業調整及び漁業取締りに関する事務	1 愛媛県漁業調整規則（以下この部において「規則」という。）の施行に関すること（漁業法第66条第1項に規定する漁業（小型機船底びき網漁業のうち自家用つり餌料びき網漁業を除く。）及び県外に住所を有する者の申請に係る漁業の許可等を除く。）。			
		(1)～(3) 省略			
		(4) 省略			
		2 規則の施行に関すること。			
		(1) 許可の内容の変更の許可（規則第16条）			○
		(2) 許可証の書換え交付及び再交付（規則第19条）			○
		(3) 除外設備の設置又は変更の命令（規則第34条）		○	
		3 愛媛県内水面漁業調整規則の施行に関すること。			
		(1) 除外設備の設置又は変更の命令（愛媛県内水面漁業調整規則第24条）		○	
		4 漁業法（以下この部において「法」という。）の施行に関すること。			

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者 部長 課長	
水産課	1 漁業生産に関する事務	1 水産振興事業に関すること。	○		
		2・3 省略			
	2 水産業の改良普及に関する事務	1 水産業改良普及活動に関すること。		○	
		2 省略			
	3 漁業調整及び漁業取締りに関する事務	1 愛媛県漁業調整規則（以下この部において「規則」という。）の施行に関すること（漁業法第66条第1項に規定する漁業（小型機船底びき網漁業のうち自家用つり餌料びき網漁業を除く。）及び県外に住所を有する者の申請に係る漁業の許可等を除く。）。			
		(1)～(3) 省略			
		(4) 許可の内容の変更の許可（規則第16条）			○
		(5) 許可証の書換え交付及び再交付（規則第19条）			○
		(6) 省略			

	(1) <u>共同申請に係る代表者の指定（法第5条）</u>			<u>○</u>
	(2) <u>他人の土地における漁業の許可（法第121条）</u>		<u>○</u>	
	(3) <u>土地立入り等の許可（法第122条）</u>		<u>○</u>	
	<u>5 省略</u>			
4 省略				
5 水産物卸売市場に関する事務	1 省略			
	2 <u>愛媛県卸売市場条例の施行に関すること。</u>			
	(1) <u>中央卸売市場から転換した地方卸売市場の卸売業務の届出の受理（第5条第2項）</u>			<u>○</u>
	(2) 省略			
	(3) 省略			
	(4) 省略			
	(5) 省略			
	(6) 省略			
	(7) 省略			
	(8) 省略			
	(9) 省略			
	(10) 省略			
(11) 省略				
6 省略				
7 水産金融及び漁船保険に関する事務	1 <u>漁業近代化資金通法第2条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者の同条第2項第1号及び第3号に掲げる融資機関からの借入れに対する利子補給の承認</u>			<u>○</u>
	<u>2 省略</u>			
	3 <u>農林漁業共同化資金の融資適格の承認</u>			<u>○</u>
	4 <u>青年漁業者資金に係る青年漁業者の認定</u>			<u>○</u>
	5 <u>漁業経営維持安定資金に関すること。</u>			
	(1) <u>融資機関との利子補給契約（愛媛県漁業経営維持安定資金融資要綱（昭和51年10月25日制定。以下この項において「要綱」という。）第9）</u>			<u>○</u>
	(2) <u>漁業経営再建計画の認定（要綱第6）</u>			<u>○</u>
	(3) 省略			
	<u>6 沿岸漁業改善資金に関すること。</u>			
	(1)・(2) 省略			
	(3) <u>貸付けの決定（愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則（以下この項において「規則」という。）第8条）</u>			<u>○</u>
	(4) 省略			
	(5) <u>沿岸漁業改善資金運営協議会委員の委嘱又は任命に関すること（愛媛県沿岸漁業改善資金運営協議会運営要領（昭和55年2月22日制定）第5）。</u>			<u>○</u>
(6) <u>沿岸漁業改善資金運営協議会に関すること。</u>			<u>○</u>	
(7) <u>沿岸漁業改善資金融資対象事業の検査及び指導に関すること。</u>			<u>○</u>	

	<u>2 省略</u>			
4 省略				
5 水産物卸売市場に関する事務	1 省略			
	2 <u>愛媛県卸売市場条例の施行に関すること。</u>			
	(1) 省略			
	(2) 省略			
	(3) 省略			
	(4) 省略			
	(5) 省略			
	(6) 省略			
	(7) 省略			
	(8) 省略			
	(9) 省略			
	(10) 省略			
6 省略				
7 水産金融及び漁船保険に関する事務				
	<u>1 省略</u>			
	2 <u>農林漁業共同化資金の融資適格承認</u>			<u>○</u>
	3 <u>青年漁業者資金に係る青年漁業者の認定</u>			<u>○</u>
	4 <u>漁業経営維持安定資金に関すること。</u>			
	(1) <u>融資機関との利子補給契約（愛媛県漁業経営維持安定資金融資要綱（昭和51年10月25日制定。以下この項において「要綱」という。）第9）</u>			<u>○</u>
	(2) <u>漁業経営再建計画の認定（要綱第6）</u>			<u>○</u>
	(3) 省略			
	<u>5 沿岸漁業改善資金に関すること。</u>			
	(1)・(2) 省略			
	(3) <u>貸付けの決定（愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則（以下この項において「規則」という。）第8条）</u>			<u>○</u>
	(4) 省略			
	(5) <u>沿岸漁業改善資金運営協議会委員の委嘱又は任命に関すること（愛媛県沿岸漁業改善資金運営協議会運営要領（昭和55年2月22日制定）第5）。</u>	<u>○</u>		
(6) <u>沿岸漁業改善資金運営協議会に関すること。</u>			<u>○</u>	
(7) <u>沿岸漁業改善資金融資対象事業の検査及び指導に関すること。</u>			<u>○</u>	

8～11 省略				
12 漁港維持に関する事務	1～4 省略			
	5 愛媛県漁港管理条例の施行に関すること。			
	(1) 占用の許可（第9条第1項）			○
	(2) 使用の許可（第10条第1項）			○
13 輸出水産業の振興に関する法律の施行に関する事務	1 事業場の登録（第3条第1項）			○
	2 変更、地位の承継、輸出水産業の廃止及び解散の届出の受理（第3条の4）			○
	3 登録の取消し及び事業の停止命令（第4条第1項）			○
	4 必要な措置の命令（第4条第2項）			○
	5 事業場の改善の勧告（第6条）			○
	6 報告の徴収及び立入検査（第30条第1項）			○
14 水産業の指導奨励に関する事務	1 省略			
	2 漁業共済事業の加入指導及び奨励に関すること。			○
15 省略				

8～11 省略				
12 漁港維持に関する事務	1～4 省略			
	5 愛媛県漁港管理条例第9条第1項の規定に基づく許可に関すること（現に占用を許可しているものの継続に係るものに限る。）。			○
13 輸出水産業の振興に関する法律の施行に関する事務	1 事業場の登録の申請の受理（第3条の2）			○
	2 変更、地位の承認、輸出水産業の廃止及び解散の届出の受理（第3条の4）			○
	3 _____立入検査（第30条第1項）			○
14 水産業の指導奨励に関する事務	1 省略			
	2 漁業共済事業の加入指導及び奨励に関すること。			○
15 省略				

備考 愛南水産課においては、この表に掲げる事務については、同表組織名の欄中「水産課」とあるのは、「愛南水産課」として、同表の規定を適用する。

別表第5（第4条関係）

局長の権限に属する建設部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者 部長	課長
管理課	1 建設業法の施行に関する事務	1 建設業の許可に関すること。			
		(1) 許可（第3条第1項、第3項、第5条）		○	
		(2) 許可の拒否（第8条）		○	
		2～5 省略			
		6 経営事項審査に関すること。			
		(1) 経営規模等評価（第27条の26第1項、第4項、第27条の27、第27条の28、建設業法施行規則（以下この項において「省令」という。）第20条第3項、第21条）			○
	(2) 総合評定値の通知（第27条の29第1項、第3項）			○	
2 浄化槽法の施行に関する事務	1 浄化槽工事業者の登録に関すること _____。				
		(1) 登録 _____（第21条第1項、第23条第2項、第24条第2項）			○

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者 部長	課長
管理課	1 建設業法の施行に関する事務	1 建設業の許可の更新（第3条第3項）		○	
		2～5 省略			
2 浄化槽法の施行に関する事務	1 浄化槽工事業者の登録に関すること（県内に主たる事務所を有する浄化槽工事業者に係るものに限る。）。				
		(1) 登録の申請の受理（第22条 _____）			○

		(2) 登録の更新(第21条第3項、第23条第2項、第24条第2項)			○
		(3) 省略			
		(4) 変更の届出の処理(第23条第2項、第25条)			○
		(5) 廃業等の届出の処理(第24条第2項、第26条、第27条第2項)			○
		2 特例浄化槽工事業者の届出に関すること_____。			
		(1) 省略			
		3 省略			
3	建設 工事に 係る資 材の再 資源化 等に関 する法 律に関 する事 務	1 省略			
		2 解体工事業者の登録に関すること_____。			
		(1) 登録(第21条第1項、第23条第2項、第24条第2項)			○
		(2) 登録の更新(第21条第2項、第23条第2項、第24条第2項)			○
		(3) 変更の届出の受理(第25条第1項)			○
		(4) 省略			
		(5) 省略			
		(6) 登録の抹消(第28条)			○
		3~5 省略			
4	一般 土木工 事に関 する事 務	1 1件の設計金額が5億円未満の工事の請負契約に係る請負者の選定に関する事。			
		(1) 1件の設計金額が1億円以上5億円未満のもの	○		
		(2) 1件の設計金額が1億円未満のもの		○	
		2 1件の設計金額が1億円未満の調査、測量及び設計の委託に関する事。			
		(1) 1件の設計金額が3,000万円以上1億円未満のもの	○		
		(2) 1件の設計金額が3,000万円未満のもの		○	
		3 工事の受委託に関する事。			
		(1) 1件1億円以上5億円未満の支出を伴うもの	○		
		(2) 1件1億円未満の支出を伴うもの		○	
		4 省略			
		5 省略			
5	省略				
6	道路 法の施 行に関 する事 務	1 道路の区域の決定及び供用の開始等(第18条)			○
		2 工事原因者に対する工事施行命令(第22条第1項)			○
		3 省略			
		4 省略			
		5 省略			
		6 省略			
		7 道路占用に関する工事の施行(第38条)			○
		8 省略			
		(2) 省略			
		(3) 変更の届出の受理(第25条)			○
		(4) 廃業等の届出の受理(第26条)			○
		2 特例浄化槽工事業者の届出に関する事(県内に主たる事務所を有する特例浄化槽工事業者に係るものに限る。)			
		(1) 省略			
		3 省略			
3	建設 工事に 係る資 材の再 資源化 等に関 する法 律に関 する事 務	1 省略			
		2 解体工事業者の登録に関する事(県内に主たる事務所を有する解体工事業者に係るものに限る。)			
		(1) 登録の申請の受理(第22条第1項)			○
		(2) 登録の届出の受理(第25条第1項)			○
		(3) 省略			
		(4) 省略			
		3~5 省略			
4	一般 土木工 事に関 する事 務	1 1件の設計金額が1億円未満の工事の請負契約に係る請負者の選定に関する事。			
		(1) 1件の設計金額が7,000万円以上1億円未満のもの	○		
		(2) 1件の設計金額が7,000万円未満のもの		○	
		2 調査、測量及び設計の委託で、1件の設計金額が3,000万円未満のものに関する事。			○
		3 省略			
		4 省略			
5	省略				
6	道路 法の施 行に関 する事 務	1 省略			
		2 省略			
		3 省略			
		4 省略			
		5 省略			

9	省略			
10	違法放置物件の除去（第44条の2第1項、第3項）		○	
11	違法放置物件の売却及び廃棄（第44条の2第4項、第5項）		○	
12	省略			
13	道路保全立体区域内の土地所有者等に対する措置命令（第48条第2項、第4項）		○	
14	原因者負担金支払命令（第58条第1項）		○	
15	省略			
16	道路監理員等の任命及び身分証明書交付（第71条第4項、第6項）		○	
17	省略			
18	省略			
19	省略			
20	道路予定区域内の土地の形質変更等の許可（第91条第1項）		○	
21	省略			
22	省略			
23	省略			
24	省略			

7 港湾法の施行に関する事務

1	港湾区域内の占用等の許可（第37条第1項）		○	
2	臨港地区内における行為の届出の受理（第38条の2）		○	
3	水域施設等の建設又は改良（第56条の3）		○	
4	監督処分（第56条の4）		○	

8 愛媛県港湾管理条例の施行に関する事務

1	省略			
2	港湾施設の占用及び使用の許可（第5条）		○	

6	省略			
7	省略			
8	省略			
9	省略			
10	省略			
11	省略			
12	省略			
13	省略			
14	省略			
15	省略			

7 港湾法の施行に関する事務

1	次に掲げるものについて第37条第1項の規定に基づく権限を行うこと。			
(1)	占用期間が1年以下のもの		○	
(2)	現に占用を許可しているものの継続に係るもの		○	
(3)	1件の占用面積が300平方メートル以下のもの		○	
(4)	面積を単位としないもので1件の占用料が1万円以下のもの。ただし、減免規定の適用により1万円以下となるものを除く。		○	
(5)	土砂の1件の採取量が1,000立方メートル以下のもの		○	
2	1の規定に基づく権限を行い、又は行つたものについて、監督処分又は占用料若しくは土砂採取料の減免若しくは還付に関すること（第56条の4、愛媛県港湾管理条例第11条、第12条ただし書）。		○	

8 愛媛県港湾管理条例の施行に関する事務

1	省略			
2	次に掲げるものについて、第5条の規定に基づく権限を行うこと。			
(1)	占用期間が1年以下のもの		○	
(2)	現に占用を許可しているものの継続に係るもの		○	
(3)	1件の占用面積が300平方メートル以下のもの		○	
(4)	面積を単位としないもので、1件の占用料が5,000円以下のもの。ただし、減免規定の適用により10,000円以下となつたものを除く。		○	

					(5) 愛媛県港湾管理条例第15条ただし書に規定する港湾施設の使用				○
	3 権利譲渡等の禁止（第7条ただし書）			○	3 2の規定に基づく権限を行い、又は行つたものについて権利譲渡等の許可、占用又は使用の許可の取消し等、原状回復の義務の免除、占用料又は使用料の減免又は還付に関すること（第7条ただし書、第8条、第9条ただし書、第11条、第12条ただし書）。				○
	4 許可の取消し等（第8条）			○					
	5 原状回復の義務命令（第9条ただし書）			○					
	6 占用料、使用料又は土砂採取料の決定（第9条の2、第10条）			○					
	7 占用料、使用料又は土砂採取料の減免及び還付（第11条、第12条）			○					
	8 過怠金の徴収（第12条の2）			○					
	9 過料に処すること（第13条）。			○					
9 公有水面埋立法の施行に関する事務	1 他人の土地への立入り又は一時使用の許可（第14条第1項）			○					
	2 埋立工事施行区域内にある物件の除却命令（第31条）			○					
10 海岸法の施行に関する事務	1 第7条第1項、第10条第2項（第37条の8において準用する場合を含む。以下この部において同じ。）及び第37条の4の規定に基づく権限を行うこと。			○	9 海岸法の施行に関する事務	1 次に掲げるものについて、第7条第1項、第10条第2項（第37条の8において準用する場合を含む。以下この部において同じ。）及び第37条の4の規定に基づく権限を行うこと。			
					(1) 占用期間が1年以下のもの				○
					(2) 工作物を新設し、又は改築しようとする場合で1件の占用面積300平方メートル以下のもの				○
					(3) 工作物を設置しない場合で1件の占用面積1,000平方メートル以下のもの				○
					(4) 面積を単位としないもので1件の占用料が10,000円以下のもの。ただし、減免規定の適用により10,000円以下となるものを除く。				○
					(5) 現に占用を許可しているものの継続に係るもの				○
	2 第8条第1項、第10条第2項及び第37条の5の規定に基づく権限を行うこと。			○	2 次に掲げるものについて、第8条第1項、第10条第2項及び第37条の5の規定に基づく権限を行うこと。				
					(1) 土石（砂を含む。以下「土石等」という。）の1件の採取量10,000立方メートル以下のもの				○
					(2) 施設等の面積500平方メートル以下のもの				○
					(3) 掘削又は切土の土量10,000立方メートル以下のもの				○
					(4) 盛土の土量1,000立方メートル以下のもの				○

	(5) 登録の取消し及び事業の停止命令（第12条、第36条第2項）	○							
	(6) 登録の消除（第13条）		○						
	4 採取計画に関すること。								
	(1) 認可（第16条、第36条第3項）	○							
	(2) 変更認可（第20条第1項、第36条第3項）	○							
	(3) 変更の届出の受理（第20条第2項、第3項）		○						
	(4) 変更命令（第22条）	○							
	(5) 採取に伴う災害防止のための緊急措置命令等（第23条）	○							
	(6) 採取の廃止の届出の受理（第24条）		○						
	(7) 認可の取消し及び採取の停止命令（第26条）	○							
	5 報告の徴収（第33条）		○						
	6 採取場、事務所等への立入検査（第34条第2項）		○						
	7 市町長からの災害防止に関する要請に基づく調査（第37条第2項）		○						
	8 指導及び助言（第41条第1項）		○						
	9 国等からの協議に対する同意（第43条）	○							
15 採石法の施行に関する事務	1 採石業者に関すること。								
	(1) 登録（第32条、第32条の3第2項、第32条の4第2項）		○						
	(2) 承継の届出の受理（第32条の6第2項）		○						
	(3) 変更登録の届出の受理（第32条の7第1項）		○						
	(4) 廃止の届出の受理（第32条の8）		○						
	(5) 登録の取消し及び事業の停止命令（第32条の10）	○							
	(6) 登録の消除（第32条の11）		○						
	2 採取計画に関すること。								
	(1) 認可（第33条）	○							
	(2) 変更認可（第33条の5第1項）	○							
	(3) 変更の届出の受理（第33条の5第2項、第4項）		○						
	(4) 認可に係る市町長の意見聴取（第33条の6）	○							
	(5) 変更命令（第33条の9）	○							
	(6) 採取の休止及び廃止の届出の受理（第33条の10）		○						
	(7) 認可の取消し及び採取の停止命令（第33条の12）	○							
	(8) 採取に伴う災害防止のための緊急措置命令等（第33条の13）	○							
	(9) 採取を廃止した者に対する災害防止命令（第33条の17）	○							
	3 市町長からの災害防止に関する要請に基づく調査（第33条の14第2項）		○						
	4 指導及び助言（第34条の6）		○						

	5 報告の徴収及び立入検査 (第42条第1項)		○				
	6 国等からの協議に対する同意 (第42条の2)	○					
16 公共 土木施 設災害 復旧事 業費国 庫負担 法施行 令の施 行に関 する事 務	1 市町村災害復旧事業の監督 (第8条)		○				
17 砂防 法の施 行に関 する事 務	1 市町に対する砂防工事の施 行及び砂防設備の維持の指示 (第7条)		○				
	2 原因行為者に対する砂防工 事の施行及び砂防設備の維持 の命令(第8条)		○				
	3 土石等の供給命令(第22条)		○				
18 愛媛 県砂防 指定地 管理条 例の施 行に関 する事 務	1 省略						
	2 砂防設備の占用の許可及び 変更の許可並びに協議に対す る同意(第5条第1項、第6 条、第7条第2項、第8条第 1項)		○				
	3 省略						
	4 監督処分(第15条)		○				
	5 原状回復の指示等(第16条)		○				
19 地す べり等 防止法 の施行 に関す る事務	6 土地の立入り(第19条第1 項)		○				
	7 土地の立入りに係る身分証 明書の交付(第19条第2項)		○				
	1 主務大臣又は知事以外の者 が施行する地すべり防止工事 の承認及び協議に対する同意 (第11条第1項、第2項)		○				
	2 兼用工作物の工事の施行及 び工作物を維持させる場合の 協議(第13条)		○				
	3 工事原因者に対する工事の 施行命令(第14条第1項)		○				
	4 土地の立入り等(第6条第 2項、第6項、第16条)		○				
	5 土地の立入り等に係る身分 証明書の交付(第6条第5項、 第16条第2項)		○				
	6 省略						
	7 監督処分(第21条第1項、 第2項)		○				
	8 報告の徴収及び立入検査 (第22条第1項)		○				
	9 立入検査に係る身分証明書 の交付(第22条第2項)		○				
	10 管理者に対する措置命令 (第23条第1項、第2項)		○				
11 関連事業計画の作成の勧告 (第24条第1項)		○					
12 関連事業計画の作成の協議 に対する同意(第24条第3項)		○					
14 愛媛 県砂防 指定地 管理条 例の施 行に関 する事 務	1 省略						
	2 砂防設備の占用の許可及び 変更の許可並びに協議 _____ _____(第5条第1項、第6 条、第7条第2項、第8条第 1項)						
	(1) 占用期間が1年以下のも の			○			
	(2) 占用面積が1,000平方メー トル以下のもの			○			
	(3) 現に占用を許可している ものの継続に係るもの			○			
	3 省略						
15 地す べり等 防止法 の施行 に関す る事務							
		1 省略					